

担い手総合緊急支援事業（新規）
集落営農育成・確保支援事業（新規）

1. 趣旨

食料自給率の低迷、国際化の進展の中で、我が国農業・農村の役割・使命が十分に発揮されるためには、担い手を育成・確保することが不可欠であり、これらの担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造を構築することが農政の喫緊の課題となっている。

このような課題を踏まえ、新たな「食料・農業・農村基本計画」においては、地域における担い手を明確化した上で、これらの者を対象として、農業経営に関する各種施策を集中的・重点的に実施するとされたところである。

その際、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展することが見込まれる「集落を基礎とした営農組織」を担い手として位置付け、その育成と法人化を推進するとされたところである。

また、新たな基本計画と併せて公表された「農業構造の展望」においては、平成27年には、集落営農経営2～4万程度育成されると見込んでいるところである。

このような政策課題と多様な地域農業の実態を踏まえ、構造改革の立ち遅れが課題となっている土地利用型農業における集落を基礎とした営農組織の組織化・法人化に向け、その発展段階に応じた支援を実施し、望ましい農業構造の確立に向けた集落営農経営の育成・確保を加速的に推進する。

2. 事業内容

(1) 集落営農の組織化・法人化の支援

集落営農塾の開催

集落営農のコアとなる農業者や後継者を対象とした集落営農への取組に必要な実践的知識等の講習の開催を支援。

集落営農啓発交流活動

県内の各集落営農が相互に情報交換・連携等を行う啓発交流活動を支援。

(2) 経理一元化に対する支援（集落営農会計研修の開催）

経理の一元化を行うために必要な会計責任者を確保するため、会計処理に関する基礎的な研修と当該研修修了者の実践能力向上を目的とした実践的研修の実施を支援。

(3) 高生産性ほ場集積促進の支援

地区内の農用地の相当部分の効率的な利用調整活動を支援。

(4) 集落営農法人化の支援

集落営農組織が取り組む法人化に向けた設立準備活動を支援。

3. 事業実施主体

担い手育成総合支援協議会

4. 事業実施期間

平成18年度～22年度

5. 補助率

定額

6. 平成18年度概算決定額

344,750(0)千円

【経営局 経営政策課】